介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　主　　点　　検　　表

(令和5年度版)

(介護予防)短期入所療養介護

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者(法人)名称 |  |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 |  |
| 点検年月日 | 　　年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

**介護サービス事業者自主点検表の作成について**

1　趣　　旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

つきましては、毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

なお、この自主点検表は短期入所療養介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防短期入所療養介護についても短期入所療養介護の運営基準等に準じて(短期入所療養介護を介護予防短期入所療養介護に読み替えて)一緒に自主点検してください。

2　根拠法令等

　　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成26年12月22日条例第63号) |
| 予防条例 | 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成26年12月22日条例第64号) |
| 平12老企54 | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付け老企第54号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日付け老企第25号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号) |
| 平12厚告27 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法平成12年2月10日厚生省告示第27号) |
| 平12厚告29 | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号) |
| 平12厚告123 | 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年3月30日厚生省告示第123号) |
| 平12老企40 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日付け老企第40号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号) |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項ついて(平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知) |
| 平13老発155 | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知) |
| 平27厚告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号) |
| 平27厚告95　 | 厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第95号) |
| 平27厚告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号) |

介護サービス事業者自主点検表　目次((介護予防)短期入所療養介護)

| 項目 | 内容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| 第1 | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 | 1 |
| 第2 | 基本方針 |  |
| 2 | 基本方針 | 1 |
| 第3 | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 従業者の員数 | 1 |
| 第4 | 設備に関する基準 |  |
| 4 | 設備基準 | 2 |
| 第5 | 運営に関する基準 |  |
| 5 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 2 |
| 6 | 対象者 | 3 |
| 7 | 指定短期入所療養介護の開始及び終了 | 3 |
| 8 | 提供拒否の禁止 | 3 |
| 9 | サービス提供困難時の対応 | 3 |
| 10 | 受給資格等の確認 | 3 |
| 11 | 要介護認定の申請に係る援助 | 3 |
| 12 | 心身の状況等の把握 | 3 |
| 13 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 3 |
| 14 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 3 |
| 15 | サービスの提供の記録 | 4 |
| 16 | 利用料等の受領 | 4 |
| 17 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 4 |
| 18 | 指定短期入所療養介護の取扱方針 | 4 |
| 19 | 短期入所療養介護計画の作成 | 6 |
| 20 | 診療の方針 | 6 |
| 21 | 機能訓練 | 6 |
| 22 | 看護及び医学的管理の下における介護 | 6 |
| 23 | 食事の提供 | 7 |
| 24 | その他のサービスの提供 | 8 |
| 25 | 利用者に関する市町村への通知 | 8 |
| 26 | 管理者の責務 | 8 |
| 27 | 運営規程 | 8 |
| 28 | 勤務体制の確保等 | 9 |
| 29 | 業務継続計画の策定等 | 11 |
| 30 | 定員の遵守 | 12 |
| 31 | 非常災害対策 | 12 |
| 32 | 衛生管理等 | 13 |
| 33 | 掲示 | 14 |
| 34 | 秘密保持等 | 14 |
| 35 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 15 |
| 36 | 苦情処理 | 15 |
| 37 | 地域との連携等 | 15 |
| 38 | 地域等との連携 | 15 |
| 39 | 事故発生時の対応 | 15 |
| 40 | 虐待の防止 | 15 |
| 41 | 会計の区分 | 17 |
| 42 | 記録の整備 | 17 |
| 43 | 電磁的記録等 | 17 |
| 第6 | 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |
| Ⅰ　ユニット型でない指定介護予防短期入所療養介護事業所 |  |
| 44 | 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 | 18 |
| 45 | 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 | 19 |
| Ⅱ　ユニット型介護予防短期入所療養介護事業所 |  |
| 46 | 提供に当たっての留意事項 | 19 |
| 第7　 | 業務管理体制の整備 |  |
| 47 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 20 |
| 第8 | 介護給付費の算定及び取扱い(介護予防含む) |  |
| 48 | 基本的事項 | 20 |
| 49 | 介護老人保健施設短期入所療養介護費 | 20 |
| 50 | 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 | 21 |
| 51 | ユニットケアに関する減算 | 21 |
| 52 | 夜勤職員配置加算 | 22 |
| 53 | 個別リハビリテーション実施加算 | 22 |
| 54 | 認知症ケア加算 | 22 |
| 55 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 22 |
| 56 | 緊急短期入所受入加算 | 23 |
| 57 | 若年性認知症利用者受入加算 | 23 |
| 58 | 重度療養管理加算 | 23 |
| 59 | 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 | 25 |
| 60 | 送迎加算 | 26 |
| 61 | 従来型個室の利用 | 26 |
| 62 | 連続した使用 | 26 |
| 63 | 総合医学管理加算 | 26 |
| 64 | 療養食加算 | 27 |
| 65 | 認知症専門ケア加算 | 28 |
| 66 | 緊急時施設療養費 | 29 |
| 67 | サービス提供体制強化加算 | 29 |
| 68 | 介護職員処遇改善加算 | 30 |
| 69 | 介護職員等特定処遇改善加算 | 31 |
| 70 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 32 |

| 項　目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第1　一般原則 |  |  |
| 1 　一般原則 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第2項越谷市暴力団排除条例 |
|  | ②　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第3項 |
|  | ③　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第4項 |
|  | ④　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第5項 |
|  | ※　令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)。 |  |  |
|  | ⑤　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第6項 |
|  | ※　指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。　　この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE：Long-term careInformation system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい(この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。)。 |  | 平11老企25第3の一の3(1) |
| 第2　基本方針 |  |  |
| 2基本方針 | ①　事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第73条第1項 |
|  | ※　指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。  |  | 条例第189条条例第206条 |
| ※　ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。 |
|  | ②　運営規程、パンフレットなど利用者に説明する書面は、法令規則等に則した内容となっていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | * 指定介護予防短期入所療養介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものすること。
 |  | 法第115条の3第1項予防条例第173条  |
|  | ※　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとすること。 |  | 予防条例第191条 |
| 第3　人員に関する基準 |  |  |
| 3従業者の員数★ | 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設又は介護医療院の入所者とみなした場合における介護老人保健施設又は介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっていますか。※　常勤の従業者の勤務すべき時間数【週 　　 時間】 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第74条第1項条例第190条 |
|  | ※　指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防介護短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所療養介護事業における従業者の員数の基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所療養介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例第174条第2項 |
| 第4　設備に関する基準 |  |  |
| 4設備基準★ | 　法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第191条 |
| ※　介護老人保健施設又は介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設又はユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること。 |  | 条例第192条 |
|  | ※　指定介護予防短期入所療養介護事業者(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者)が指定短期入所療養介護事業者(ユニット型指定短期入所療養介護事業者)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護(ユニット型指定短期入所療養介護)の事業と指定介護予防短期入所療養介護(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所療養介護事業(ユニット型指定短期入所療養介護事業)における設備に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所療養介護事業(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業)における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例第175条第3項 |
| 第5　運営に関する基準 |  |  |
| 5内容及び手続きの説明及び同意★ | ①　指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第8条第1項) |
| ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおり。　ア　運営規程の概要　イ　従業者の勤務体制　　　※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。　ウ　事故発生時の対応　エ　苦情処理の体制　　　等 |  | 平11老企25第三の八の3(1) |
|  | ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか(この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。)。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第8条第2項) |
|  | 　(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの　　ア　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　　イ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) |  |  |
|  | 　(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  | ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 |  | 条例第204条準用(第8条第3項) |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  | 条例第204条準用(第8条第4項)  |
|  | ※　重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。　(1)　②に規定する方法のうち事業者が使用するもの　(2)　ファイルへの記録の方式 |  | 条例第204条準用(第8条第5項) |
|  | ※　上記承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りでない。 |  | 条例第204条準用(第8条第6項) |
| 6対象者 | 利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設又は介護医療院の療養室において指定短期入所療養介護を提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第192条法第74条第2項 |
| 7指定短期入所療養介護の開始及び終了 | 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第152条第2項) |
| 8提供拒否の禁止 | 正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んではいませんか。　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第9条) |
| 9サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第10条) |
| 10受給資格等の確認★ | ①　指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第11条第1項)) |
| ②　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所療養介護を提供するよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第73条2項条例第204条準用(第11条第2項) |
| 11要介護認定の申請に係る援助 | ①　指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第12条第1項) |
| ②　居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第12条第2項) |
| 12心身の状況等の把握★ | 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第13条) |
| 13法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第15条) |
| 14居宅サービス計画に沿ったサービスの提供★ | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第16条) |
| 15サービスの提供の記録★ | ①　指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第19条第1項) |
| ※　記載すべき事項　ア　サービスの提供日　イ　サービスの内容　ウ　保険給付の額　エ　その他必要な事項 |  | 平11老企25第三の一の(10) |
|  | ②　指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第19条第2項) |
| 16利用料等の受領★ | ①　法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第193条第1項 |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第193条第2項 |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第193条第3項 |
|  | イ 食事の提供に要する費用ロ　滞在に要する費用ハ　市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用ニ　市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用ホ　送迎に要する費用(市長が別に定める場合を除く。)ヘ　理美容代ト　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 |  | 平成12年厚告第123号 |
|  | ※　トの費用の具体的な範囲については、平成12年3月30日老企第54号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。 |  | 平12老企54 |
|  | ④　③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得ていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第193条第5項 |
|  | ⑤　指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第41条第8項 |
|  | ※　ユニット型指定短期入所療養介護における利用料の受領⇒上記①～④と同様 |  | 条例第208条 |
| 17保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第21条) |
| 18指定短期入所療養介護の取扱方針(従来型)★ | (従来型) |  |  |
| ①　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第194条第1項 |
| ②　相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第194条第2項 |
| ※　「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供することとします。 |  | 平11老企25第3の九の2の(2)① |
|  | ③　指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第194条第3項 |
|  | ④　指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第194条第4項 |
|  | 〔身体拘束禁止の対象となる具体的行為〕ア　徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。ウ　自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。カ　車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。コ　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。サ　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |  |  |
|  | ⑤　身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第194条第5項 |
|  | ※　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存しなければならないこととしたものである。なお、当該記録は主治医が診療録に行わなければならないものとする。 |  | 平11老企25第3の九の2の(2)② |
|  | ⑥　自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第194条第6項 |
|  | (ユニット型) |  |  |
| ①　利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第209条第1項 |
|  | ②　利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第209条第2項 |
|  | ③　利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第209条第3項 |
|  | ④　利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第209条第4項 |
|  | ⑤　従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第209条第5項 |
|  | ⑥　指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第209条第6項 |
|  | 〔身体拘束禁止の対象となる具体的行為〕ア　徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。ウ　自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。カ　車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。コ　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。サ　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |  |  |
|  | ⑦　身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第209条第7項 |
|  | ⑧　自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第209条第8項 |
| 19短期入所療養介護計画の作成★ | ①　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第195条第1項 |
| ※　介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成させることが望ましい。 |  | 平11老企25第3の九の2の(3)① |
|  | ②　短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第195条第2項 |
|  | ※　計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせて作成するものとする。 |  | 平11老企25第3の九の2の(3)③ |
|  | ※　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めるものとする。 |  | 平11老企25第3の一の3の(14)⑥ |
|  | ③　管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第195条第3項 |
|  | ④　管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第195条第4項 |
| 20診療の方針 | ①　診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第196条第1号平11老企25第3の九の2の(4) |
|  | ②　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第196条第2号 |
|  | ③　常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第196条第3号 |
|  | ④　検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第196条第4号 |
|  | ⑤　特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第196条第5号 |
|  | ⑥　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第196条第6号 |
|  | ⑦　入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第196条第7号 |
| 21機能訓練 | 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第197条 |
| 22看護及び医学的管理の下における介護★ | (従来型) |  |  |
| ①　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第198条第1項 |
| ②　利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により、1週間に2回以上利用者を入浴させていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第198条第2項 |
| ※　やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 |  |  |
|  | ③　利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第198条第3項 |
|  | ④　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第198条第4項 |
|  | ⑤　①から④に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第198条第5項 |
|  | ⑥　利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはいませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第198条第6項 |
|  | (ユニット型) |  |  |
|  | ①　看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第210条第1項 |
|  | ②　利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第210条第2項 |
|  | ③　利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第210条第3項 |
|  | ※　やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。 |  |  |
|  | ④　利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第210条第4項 |
|  | ⑤　おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第210条第5項 |
|  | ⑥　①～⑤に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第210条第6項 |
|  | ⑦　利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第210条第7項 |
| 23食事の提供 | (従来型) |  |  |
| ①　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第199条第1項 |
| ②　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第199条第2項 |
|  | (ユニット型) |  |  |
|  | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第211条第1項 |
|  | ②　利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第211条第2項 |
|  | ③　利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第211条第3項 |
|  | ※　食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないlこ、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、利用者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。 |  | 平11老企25第3の九の3の(7)① |
|  | ④　利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第211条第4項 |
|  | ※　入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。 |  | 平11老企25第3の九の3の(7)② |
|  | (共通) |  |  |
|  | 〔食事の提供について〕　個々の入所者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。 |  | 平11老企25第3の九の2の(7) |
|  | 〔調理について〕　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 |  |  |
|  | 〔適時の食事の提供について〕　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。 |  |  |
|  | 〔食事の提供に関する業務の委託について〕　食事提供に関する業務は事業者自ら行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 |  |  |
|  | 〔療養室関係部門と食事関係部門との連携について〕　食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。 |  |  |
|  | 〔栄養相談〕　利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 |  |  |
|  | 〔食事内容の検討について〕　食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。 |  |  |
| 24その他のサービスの提供 | (従来型) |  |  |
| ①　適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第200条第1項 |
| ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第200条第2項 |
|  | (ユニット型) |  |  |
|  | ①　利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第212条第1項 |
|  | ※　入居者1人1人の嗜好を把握したうえで、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。 |  | 平11老企25第3の九の2の(8)① |
|  | ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第212条第2項 |
|  | ※　療養室等は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。 |  | 平11老企25第3の九の2の(8)② |
| 25利用者に関する市町村への通知 | 指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。ア　正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第26条) |
| ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。 |  | 平11老企25第3の九の2の(15) |
| 26管理者の責務 | ①　管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第55条第1項) |
|  | ②　管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に平成11年3月31日厚生省令第37号の「第10章第4節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第55条第1項) |
| 27運営規程★ | 次に掲げる事業運営についての重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第201条 |
| ①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額④　通常の送迎の実施地域⑤　施設利用に当たっての留意事項⑥　非常災害対策⑦　個人情報の取扱い⑧　虐待の防止のための措置に関する事項⑨　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  | ※　「従業者の職種、員数及び職務の内容」　　従業者の「員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  | 平11老企25第3の一の3(19)① |
|  | ※　「指定短期入所療養介護の内容」　　送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること。 |  | 平11老企25第3の八の3(13)② |
|  | ※　「利用料その他の費用の額」　　法定代理受領サービスである短期入所療養介護に係る利用料(1割、2割又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない短期入所療養介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、基準により徴収が認められている費用の額を規定するものであること。 |  | 平11老企25第3の一の3(19)③ |
|  | ※　「通常の事業の実施地域」　　客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて訪問介護が行われることを妨げるものではないこと。 |  | 平11老企25第3の八の3(13)③ |
|  | ※　「施設利用に当たっての留意事項」　　利用者がサービスを受ける際の、利用者側が留意すべき事項(利用上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。 |  | 平11老企25第3の八の3(13)④ |
|  | ※「虐待の防止のための措置に関する事項」　　虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)。※　令和6月3月31日までは努力義務(令和6年4月1日より義務化) |  | 平11老企25第3の一の3(19)⑤ |
|  | ※　「その他運営に関する重要事項」　　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 |  | 平11老企25第3の九の2(8) |
| 28勤務体制の確保等★ | (従来型) |  |  |
| ①　利用者に対し適切な短期入所療養介護を提供できるよう、短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第107条第1項) |
| ※　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係当を明確にすること。 |  | 平11老企25第3の六の3の(5)① |
|  | ②　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって短期入所療養介護を提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第107条第2項) |
|  | ※　利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。 |  |  |
|  | (ユニット型) |  |  |
|  | ①　利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第214条第1項 |
|  | ②　①の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。　　　　 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第214条第2項 |
|  | 　ア　昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。　イ　夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人 以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務 に従事する職員として配置すること。　　ウ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 |  |
|  | ③　事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第214条第3項 |
|  | ※　利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。 |  |  |
|  | (共通) |  |  |
|  | ①　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第107条第3項)条例第214条第4項 |
|  | ※　事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 |  | 平11老企25第3の二の3(6)③ |
|  | 　　また、その際、事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。※　令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 |  | 平11老企25第3の二の3(6)③ |
|  | 　　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。　　事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない)。 |  |  |
|  | ②　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第107条第4項)条例第214条第5項 |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 |  | 平11老企25第3の一の3(21)④ |
|  | 　イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 |  |  |
|  | 　　a　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　　b　相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | 　ロ　事業主が講じることが望ましい取組について　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ(事業主が講ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。　　(<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html>) |  |  |
|  | 　　加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 |  |  |
| 29業務継続計画の策定等★ | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。※　令和6年3月31日までの間は、努力義務。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第31条の2第1項) |
| ※　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 |  | 平11老企25第三の六の3(6)① |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 |  | 平11老企25第三の六の3(6)② |
|  | 　イ　感染症に係る業務継続計画　　a　平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)　　b　初動対応　　c　感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)　ロ　災害に係る業務継続計画　　a　平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)　　b　緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)　　c　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | ②　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第31条の2第2項) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。※　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 |  | 平11老企25第三の六の3(6)③ |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第31条の2第3項) |
|  | ※　訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 平11老企25第三の六の3(6)④ |
| 30定員の遵守★ | 　定員に定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護(ユニット型指定短期入所療養介護)を行ってはいませんか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。) | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第202条条例第216条 |
| ※　介護老人保健施設又は介護医療院(ユニット型介護老人保健施設又はユニット型介護医療院)である指定短期入所療養介護事業所(ユニット型指定短期入所療養介護事業所)にあっては、利用者を当該介護老人保健施設又は介護医療院(ユニット型介護老人保健施設又はユニット型介護医療院)の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 |  |  |
| 31非常災害対策★ | ①　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第109条第1項)  |
| ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 |  | 平11老企25第三の六の3(7)① |
|  | ※　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 |  |  |
|  | ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。　　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせてください。　　また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。 |  |  |
|  | ※　避難場所の確保、避難方法等マニュアルなどで周知徹底してください。※　浸水等風水害時の対応についての体制を整備してください。(洪水ハザードマップが配布されている場合は参考にしてください)※　「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険個所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市町村と十分な調整を行ってください。 |  |  |
|  | ②　利用者の避難時の態様、職員の反省点などを含め、訓練の記録を作成し、次回の訓練等に活用していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※　訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含め訓練の都度実施記録を作成し、次回以降の訓練の参考にしてください。　　特に、夜勤専門の職員がいる場合は、夜間又は夜間想定の訓練の際に可能な限り参加させ、他の職員との役割分担を明確にする必要があります。 |  |  |
|  | ③　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第109条第2項)平11老企25第三の六の3(7)② |
|  | ※　②は、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 |  |
|  | ④　入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第165条第2項) 平25高介2516-2越谷市地域防災計画第8節第20 |
| 32衛生管理等★ | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第143条第1項) |
| ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
|  | ※　事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 |  | 平11老企25第三の六の3(8)① |
|  | 　イ　事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。　ロ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。　ハ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 |  |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。※　令和6年3月31日までの間は、努力義務。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第143条第2項)  |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  | 平11老企25準用(第3の6の3(8)②) |
|  | (1)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第143条第2項第1号 |
|  | 　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会　　当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 |  | 平11老企25準用(第3の6の3(8)②イ) |
|  | 　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | (2)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第143条第2項第2号 |
|  | 　ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。　　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。　　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 |  | 平11老企25準用(第3の6の3(8)②ロ) |
|  | (3)　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第143条第2項第3号 |
|  | 　ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　　訪問入浴介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 |  | 平11老企25準用(第3の6の3(8)②ハ) |
|  | 　　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 |  |  |
|  | 　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  |  |
| 33掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第33条第1項)  |
|  | ※　運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 |  | 平11老企25第3の一の3(24)① |
|  | 　イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。　ロ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。 |  | 条例第204条準用(第33条第2項)平11老企25第3の一の3(24)② |
| 34秘密保持等★ | ①　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第34条第1項) |
| ②　従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第34条第2項) |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第34条第3項) |
| 35居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与していませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第36条) |
| 36苦情処理★ | ①　提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第37条第1項) |
| ※　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等の措置をいいます。 |  | 平11老企25第3の一の3の(28)① |
|  | ②　①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第37条第2項) |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 |  | 平11老企25第3の一の3(28)② |
|  | ③　提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第37条第3項) |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、④の改善の内容を市町村に報告していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第37条第4項) |
|  | ⑤　提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第37条第5項) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第37条第6項) |
| 37地域との連携等 | 　事業の運営に当たっては、提供した短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第38条) |
| 38地域等との連携 | 　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第166条)  |
| 39事故発生時の対応★ | ①　利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。　　また、骨折又は入院以上の事故が発生した場合には、市町村に事故報告書等を提出していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第39条第1項) |
|  | ②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第39条第2項) |
|  | ③　利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第39条第3項) |
|  | ④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平11老企25第3の一の3の(25)③ |
| 40虐待の防止★ | 　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。※　令和6年3月31日までの間は努力義務 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第39条の2) 平11老企25 第3の一の3(31) |
| ※　虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 |  |
|  | 　〇虐待の未然防止　　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 |  |  |
|  | 　〇虐待等の早期発見　　事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 |  |  |
|  | 　〇虐待等への迅速かつ適切な対応　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 |  |  |
|  | 　　以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 |  |  |
|  | ①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第39条の2第1号) |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |  | 平11老企25 第3の一の3(31)① |
|  | 　　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | 　　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　ホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　ト　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第39条の2第2号) 平11老企25第3の一の3(31)② |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕　　事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  |
|  | ③　事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第39条の2第3号) 平11老企25 第3の一の3(31)③ |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 |  |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第39条の2第4号) 平11老企25 第3の一の3(31)④ |
|  | 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕　　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  |
| 41会計の区分 | ①　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第204条準用(第40条) |
| ②　具体的な会計処理の方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平13老振18平11老企25第3の一の3(32) |
| 42記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第203条第1項条例第217条準用(第204条第1項) |
|  | ②　利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(イに掲げる記録にあっては、5年間)保存していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第203条第2項条例第217条準用(第204条第2項) |
|  | ア　短期入所療養介護計画イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録（は診療録を含む）ウ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録エ　市町村への通知に係る記録オ　苦情の内容等の記録カ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。また、指定短期入所療養介護の提供に関する記録には診療録が含まれているものであること。 |  | 平11老企25第3の九の2の(13) |
| 43電磁的記録等 | ①　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「受給資格等の確認」(居宅基準条例第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。))及び「サービスの提供の記録」(第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第277条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕※　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 |  | 平11老企25第5の1 |
|  | 　⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。　⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  | 　⑶　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。　⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ②　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第277条第2項 |
|  | 〔電磁的方法について〕※　利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。　⑴　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。　⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ＆A(令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 |  | 平11老企25第5の2 |
|  | 　⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ＆A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。　⑷　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
| 第6　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |  |
| Ⅰ　ユニット型でない指定介護予防短期入所療養介護事業所 |  |  |
| 44指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 | ①　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第183条第1項 |
| ②　自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第183条第2項 |
| ③　利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第183条第3項平11老企25第4の三の9(1)① |
| ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第183条第4項 |
|  | ⑤　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平11老企25第4の三の9(1)③ |
|  | ⑥　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第183条第5項平11老企25第4の三の9(1)② |
| 45指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針★ | ①　主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第184条第1号 |
| ②　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防、短期入所療養介護計画を作成していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第184条第2号 |
|  | ※　「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行ってください。 |  |  |
| ※　介護予防短期入所療養介護計画については、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画の取りまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画の作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　当該介護予防短期入所療養介護計画は、その完結の日から2年間保存しなければなりません。 |  | 予防条例第181条第2項 |
|  | ③介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第184条第3号 |
|  | ※　介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  |  |
|  | ④　管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第184条第4号・第5号 |
| ⑤　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第184条第6号 |
|  | ⑥　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第184条第7号 |
|  | ※　介護予防短期入所療養介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行ったうえで利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。　　　管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 |  | 平11老企25第4の三の9(2)③ |
| Ⅱ　ユニット型介護予防短期入所療養介護事業所 |  |  |
| 46提供に当たっての留意事項 | ①　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第198条 |
|  | ②　指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ③　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
| 第7　業務管理体制の整備 |  |  |
| 47法令遵守等の業務管理体制の整備 | 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。◎法令遵守責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職名･氏名 | 届出先 | 届出日 |
|  |  |  |

　　 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第115条の32第2項施行規則第140条の39 |
|  | 〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕◎ 事業所数が20未満 ･整備届出事項:法令遵守責任者 ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等◎ 事業所数が20以上100未満 ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定 ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要◎ 事業所数が100以上 ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定､業務執行監査の定期的実施 ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要､業務執行監査の方法の概要 |  |  |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。　エ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している。　オ　法令遵守規程を整備している。　カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　 |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
| 第8　介護給付費の算定及び取扱い(介護予防含む) |  |  |
| 48基本的事項 | ①　事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」又は平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第41条第4項平12厚告19の1法第53条第2項平18厚労告127の1 |
|  | ②　事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、10.27を乗じて算定されていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の2平18厚労告127の2 |
|  | ③　1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の3平18厚労告127の3 |
| 49介護老人保健施設短期入所療養介護費 | (1)　施設基準(平27厚告96)「14イ・ロ」及び夜勤に関する基準(平12厚告29)「2イ(1)(2)」を満たすものとして、市長に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生省告示に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注1 |
| (2)当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の97／100に相当する単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (3)利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が平成12年厚生省告示第27号の四のイに定める基準に該当する場合は、同告示により算定していますか。　　(定員超過利用・人員基準欠如の場合　⇒70/100に減算) | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕○所定単位数の算定区分について適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から基準を満たす区分に変更して算定することとなります。(翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く) |  | 平12老企40第3(1)④⑥ |
|  | ○介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定及び定員超過利用・人員基準欠如・夜勤体制による減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われること。　ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護を算定した場合は、認知症ケア加算を算定できない。 |  |  |
|  | また、平成27年度より、リハビリテーション機能強化加算を本体報酬に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてあわせて留意すべきものであること。 |  | 平12老企40第2の3の(1)① |
| イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護においては、実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上のために、利用者の状態に応じ、利用者に必要な理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適時適切に提供できる体制が整備されていること。 |  |  |
|  | ロ　理学療法又は作業療法については、実用歩行訓練・活動向上訓練・運動療法等を組み合わせて利用者の状態に応じて行うことが必要であり、言語聴覚療法については、失語症、構音障害、難聴に伴う聴覚・言語機能の障害又は人工内耳埋込術後等の言語聴覚機能に障害を持つ利用者に対して言語機能又は聴覚機能に係る活動向上訓練を行うことが必要である。当該訓練により向上させた諸活動の能力については、常に看護師等により日常生活での実行状況に生かされるよう働きかけが行われることが必要である。 |  |  |
|  | ハ　理学療法、作業療法又は言語聴覚療法は、利用者の実用的な在宅生活における諸活動の自立性の向上のため、訓練の専用施設外においても訓練を行うことができる。なお、言語聴覚療法を行う場合は、車椅子・歩行器・杖等を使用する患者が容易に出入り可能であり、遮音等に配慮された部屋等を確保することが望ましい。 |  |  |
|  | 二　理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行うに当たっては、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同してリハビリテーション実施計画を作成し、これに基づいて行った個別のリハビリテーションの効果、実施方法等について評価等を行う。なお、短期入所療養介護においては、リハビリテーション実施計画に相当する内容を短期入所療養介護計画の中に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとすること。 |  |  |
|  | ホ　医師等リハビリテーション従事者は、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行う場合は、開始時に利用者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明し、記録する。 |  |  |
|  | ヘ　リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにすること。 |  |  |
| 50特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 | (1)平成27年厚生省告示第96号(厚生労働大臣が定める施設基準)の十四のハの基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)の二のイの基準を満たすものとして市長に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者(平成27年厚生省告示第94号(厚生労働大臣が定める者等)の二十四　難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画(指定居宅サービス基準第147条第1項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注2 |
|  | ◎特定介護老人保健施設短期入所療養介護費・　3時間以上4時間未満　 656単位・　4時間以上6時間未満 　　　908単位・　6時間以上8時間未満　　　1,261単位 |  |  |
|  | (2)当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の97／100に相当する単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (3)利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が平成12年厚生省告示第27号の四のイに定める基準に該当する場合は、同告示により算定していますか。　　　(定員超過利用・人員基準欠如の場合　⇒70/100に減算) | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕①利用対象者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護職員による観察を必要とする難病等と有する重度者又はがん末期の利用者が想定される。②現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の短期入所療養介護を行うための標準的な時間によること。また、送迎に要する時間は含まない。 |  |  |
| 51ユニットケアに関する減算(予防も同様)  | 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生省告示第96号の十六)を満たさない場合は、1日につき所定単位数の97／100に相当する単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注3 |
| 〔施設基準〕①　日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していること。 | [ ]  | 平18厚労告127の別表の9ｰｲの注2平27厚告96の16(11を準用) |
| ②　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していること。 | [ ]  |
|  | 〔留意事項〕ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)。 |  | 平12老企40第2の3の(8) |
| 52夜勤職員配置加算 | 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注4 |
| (予防も同様) | 〔別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準〕○夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次のとおりであること。ア　指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数(以下「利用者等の数」という。)が41以上の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えていること。 | [ ]  | 平12厚告29ニイ(3) |
|  | イ　利用者等の数が40以下の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、1を超えていること。　　【ユニット型においても同様の基準】 | [ ]  |  |
|  | 〔留意事項〕「夜勤を行う職員」の数は、1日平均夜勤職員数とします。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てること。 |  | 平12老企40第2の3の(2) |
|  | ※　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の夜勤職員配置加算の基準については、当該事業所のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たすこと。 |  | 平12老企40第2の3の(2) |
| 53個別リハビリテーション実施加算(予防も同様)  | 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注5 |
| ※　当該加算は、利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に算定するものです。 |  | 平12老企40第2の3の(3) |
| 54認知症ケア加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生省告示第96号の十七)に適合しているものとして市長に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して介護を行った場合は、1日につき76単位を加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注6 |
|  | ※　短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算については算定できない。 |  |  |
| 55認知症行動・心理症状緊急対応加算(予防も同様) | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注7 |
| 〔留意事項〕①　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。 |  | 平12老企40第2の3の(9)準用(2(13)) |
| ②　利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、指定短期入所療養介護の利用を開始した場合に算定します。 |  |  |
|  | ③　医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定します。 |  |  |
|  | ④　この際、短期入所療養介護ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らっています。 |  |  |
|  | ⑤　次に掲げる者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始した場合に、当該加算を算定できません。　　ア　病院又は診療所に入院中の者　　イ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者　　ウ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護を利用中の者 |  |  |
|  | ⑥　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録すること。また、事業所も判断を行った日時、医師名、及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録すること。 |  |  |
| ⑦　7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期入所療養介護の利用の継続を妨げるものではありません。 |  |  |
| 56緊急短期入所受入加算 | 厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算していますか。※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定できません。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注8 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める利用者〕利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者 |  | 平27厚告94の25 |
|  | 〔留意事項〕①　本加算は、介護を行うものが疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、その必要性を認め緊急に短期入所療養介護が行われた場合に算定できる。 |  | 平12老企40第2の3の(10) |
|  | ②　やむを得ない事情により、当該介護支援専門員との事前の連携が図れない場合に、利用者又は家族の同意の上、短期入所療養介護事業所により緊急に短期入所療養介護が行われた場合であって、事後に当該介護支援専門員によって、当該サービス提供が必要であったと判断される場合についても、当該加算を算定できる。 |  |  |
|  | ③　算定対象期間は原則7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、介護支援専門員と密接な連携を行い、相談すること。ただし、家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定できること。その場合にであっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分検討すること。 |  |  |
|  | ④　緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅介護サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めること。 |  |  |
|  | ⑤　認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定した場合には、当該加算は算定できないものであること。 |  |  |
|  | ⑥　緊急受入れに対応するため、居宅介護支援事業所や近隣の他の事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、情報公表システム、当該事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。 |  |  |
| 57若年性認知症利用者受入加算(予防も同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、介護老人保健施設短期入所療養介護については1日につき120単位を、特定介護老人保健施設短期入所療養介護については1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注9 |
| 〔別に厚生労働大臣が定める基準の内容〕受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 |  | 平27厚告95の18 |
|  | 〔留意事項〕受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 |  | 平12老企40第2の3の(11)準用(2(14)) |
| 58重度療養管理加算 | 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費について、利用者(要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者に限る。)であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合には、重度療養管理加算として、所定単位数を加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注10 |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める状態〕イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態ハ　中心静脈注射を実施している状態ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害により常時モニター測定を実施している状態ヘ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉違法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態ト　経鼻胃管や、胃瘻との経腸栄養が行われている状態チ　褥瘡に対する治療を実施している状態リ　気管切開が行われている状態 |  | 平27厚告94の26 |
|  | 〔留意事項〕①重度療養管理加算は、要介護4又は要介護5に該当する者であって別に厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い、指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を加算すること。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容を診療録に記録すること。 |  | 平12老企40第2の3(4)① |
|  | ②算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。なお、請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載(複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載)すること。 |  | 平12老企40第2の3(4)② |
|  | ア　当該月において1日当たり8回(夜間を含め約3時間に1回程度)以上実施している日が20日を超える状態イ　当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っている状態ウ　中心静脈注射により薬剤の投与をなされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な状態エ　人工腎臓を各週2日以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの合併症をもつ状態　a　透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病　b　常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下)c　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの　d　出血性消化器病変を有するもの　e　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの　f　うっ血性心不全(NYHAⅢ度以上)のものオ　持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は、酸素吸入を行っても脈血酸素飽和度90%以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。カ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつストーマの処置を実施している状態の利用者に対しては、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。キ　経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態の者に対しては、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合 |  |  |
|  | ク　褥瘡に対する治療を実施している状態で、以下の分類で第三度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合　　第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)　　第二度：皮膚創の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの)　　第三度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織にまで及んでいることもあれば、及んでいないこともある　　第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出しているケ　気管切開が行われている状態の者については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合 |  |  |
| 59在宅復帰・在宅療養支援機能加算(予防も同様)  | ①在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)及び(ⅲ)並びにユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)及び及び経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、1日につき34単位を、所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注11 |
| ②在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)及び経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)(ⅳ)並びにユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)及び(ⅳ)【在宅強化型】として基準に適合するものとして届け出た老健については、として1日につき46単位を、所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | イ　〔在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)〕　(1)　在宅復帰・在宅療養支援等指標(〔50　介護老人保健施設短期入所療養介護費〕(6)のA～Jの計)が40以上ですか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平27厚告9539の3 |
|  | A　算定日が属する月の前6月間において、退所者のうち、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合が100分の50を超える場合は20、100分の50以下であり、かつ、100分の30を超える場合は10、100分の30以下である場合は0となる数 |
|  | B　30.4を当該施設の平均在所日数で除して得た数100分の10以上である場合は20、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は10、100分の5未満である場合は0となる数 |  |  |
|  | C　算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合も含む。)を行った者の占める割合が100分の30以上である場合は10、100分の30未満であり、かつ、100分の10以上である場合は5、100分の10未満である場合は0となる数 |  |  |
|  | D　算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。)の占める割合が100分の30以上である場合は10、100分の30未満であり、かつ、100分の10以上である場合は5、100分の10未満である場合は0となる数 |  |  |
|  | E　訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。)において全てのサービスを実施している場合は5、いずれか2種類のサービスを実施している場合は3、いずれか1種類のサービスを実施している場合は2、いずれも実施していない場合は0となる数 |  |  |
|  | F　当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が5以上である場合は5、5未満であり、かつ、3以上である場合は3、3未満である場合は0となる数 |  |  |
|  | G　当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が3以上の場合は5、3未満であり、かつ、2以上の場合は3、2未満の場合は0となる数 |  |  |
|  | H　算定日が属する月の3月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の50以上である場合は5、100分の50未満であり、かつ、100分の35以上である場合は3、100分の35未満である場合は0となる数 |  |  |
|  | I　算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が100分の10以上である場合は5、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は3、100分の5未満である場合は0となる数 |  |  |
|  | J　算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合が100分の10以上である場合は5、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は3、100分の5未満である場合は0となる数 |  |  |
|  | 　(2)　地域に貢献する活動を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 　(3)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)若しくは(ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ロ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)(1)　イ(1)が70以上ですか。　 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)(ⅱ)若しくは(ⅳ)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)(ⅱ)若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ○在宅復帰・在宅療養支援等指標の具体的な算定方法は、留意事項通知(老企第40号)の次の項目のとおり。加算(Ⅰ)：第2の3(1)③加算(Ⅱ)：第2の3(1)⑤ |  |  |
|  | ○「地域に貢献する活動」　(a)　地域との連携については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。)第35条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めているところであるが、当該基準においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。 |  | 平12老企40第2の3(1)③ロ |
|  | 　(b)　当該活動は、地域住民への介護予防を含む健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び地域住民と当該介護老人保健施設の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するものであるよう努めること。 |  |  |
| 60送迎加算(予防も同様) | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注12 |
| 61従来型個室の利用 | 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ(ⅲ) 若しくは(ⅳ)を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注13 |
| (予防も同様) | イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者(越谷市では判断根拠等必要書類として、医師が記入する診療録等を好ましいと考えます。)ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室(療養室の面積が8.0㎡以下)を利用する者ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 |  |  |
|  | 〔参考〕(問)　従来型個室に係る新規入所者に新規入所者に経過措置を適用する場合の、医師の判断について、判断に用いるための様式等が示されるのか。(答)　判断に用いるための様式等については示す予定はないが、医師の判断がなされたことを確実に担保する手段を講じておくことは重要であり、判断根拠等必要な書類を整備しておくことが必要である。 |  | 介護保険最新情報Q＆AH17.10改訂関係 |
| 62連続した使用(予防も同様) | 　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費を算定していませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注15 |
| 63総合医学管理加算(予防も同様) | 　治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を算定していますか。※緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の9のイの(4)  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | イ　診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、措置等を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ロ　診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、措置等の内容等を診療録に記録していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ハ　利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕①　本加算は、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者又は家族の同意の上、治療管理を目的として、指定短期入所療養介護事業所により短期入所療養介護が行われた場合に7日を限度として算定できる。利用にあたり、医療機関における対応が必要と判断される場合にあっては、速やかに医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取りはからう必要がある。②　利用にあたり、診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。③　算定する場合にあっては、診療方針、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。④　利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付すること。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、主治の医師からの当該利用者に係る問合せに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。⑤　主治の医師への文書の交付がない場合には、利用期間中を通じて、算定できなくなることに留意すること。ただし、利用者又はその家族の同意が得られない場合は、この限りではない。⑥　利用中に入院することとなった場合は、医療機関に診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合に限り、入院した日を除いて算定できる。⑦　緊急時施設療養費を算定した場合には、本加算は算定できないものであること。 |  | 平12老企40第2の3(5) |
| 64療養食加算(予防も同様) | 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、市長に届出した上で、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、8単位を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の9のイの(5) |
| イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
| ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
| ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣に定める基準に適合する(定員超過利用・人員基準欠如に該当しない)指定短期入所療養介護事業所において行われていること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める療養食〕疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食 |  | 平27厚告94の27 |
|  | 〔留意事項〕①　療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、厚生労働大臣が定める者等(平成27年厚生省告示第94号。以下「94号告示」という。)に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。 |  | 平12老企40第2の3の(13)準用(2の(16)) |
| ②　加算の対象となる療養食は、疾患治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く。)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食)及び特別な場合の検査食をいうものであること。 |  |
|  | ③　上記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。 |  |  |
|  | ④　減塩食療法等について　　心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。 |  |
| 　　また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6．0g未満の減塩食をいうこと。 |
|  | ⑤　肝臓病食について　　肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食(胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。)等をいうこと。 |
|  | ⑥ 胃潰瘍食について　　十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している利用者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。 |
| ⑦ 貧血食の対象者となる利用者等について　　療養食として提供される貧血食の対象となる利用者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g／dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。 |
| ⑧　高度肥満症に対する食事療法について　　高度肥満症(肥満度が＋70％以上又はBMI(Body Mass Index)が35以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことがてきること。 |
| ⑨　特別な場合の検査食について　　特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。 |
| ⑩　脂質異常症食の対象となる利用者等について　　療養食として提供される脂質異常症食の対象となる利用者等は、空腹時定常状態におけるLDL－コレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL－コレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者であること。 |
| 65認知症専門ケア加算(予防も同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の9のイの(6) |
| ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 |  |  |
|  | (1)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　　　　　　3単位 | [ ]  |  |
|  | (2)　認知症専門ケア加算(Ⅱ)　　　　　　4単位 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | イ　認知症専門ケア加算(Ⅰ) |  |  |
|  | 　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | 　(1)　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上ですか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 　(2)　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 　(3)　当該事業所又は施設の従業者に対する、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ロ　認知症専門ケア加算(Ⅱ) |  |  |
|  | 　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | 　(1)　イの基準のいずれにも適合していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 　(2)　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 　(3)　当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕①「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。 |  | 平12老企40第2の3(14)準用(2の(19)①) |
|  | ②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市に届出を提出しなければならない。 |  | 平12老企40第2の3(14)準用(2の(19)➁) |
|  | ③「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。 |  | 平12老企40第2の3(14)準用(2の(19)③) |
|  | ④「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平12老企40第2の3(14)準用(2の(19)④)平12老企40第2の3(14)準用(2の(19)⑤) |
| ⑤「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 |
|  | ⑥　併設事業所及び介護老人保健施設の空床利用について　併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び介護老人保健施設の空床を利用して指定短期入所療養介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である介護老人保健施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数(介護老人保健施設の空床を利用して指定短期入所療養介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所療養介護の対象者の数)を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は④に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。 |  | 平12老企40第2の3(14)準用(2の(19)⑥) |
| 66緊急時施設療養費(予防も同様) | 　緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の9のイの(7) |
| ○緊急時治療管理(1日につき518単位) |  | (一)注1,2 |
| (1)　入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合において応急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに、1日につき518単位を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
| (2)　緊急時治療管理が行われた場合は、同一の入所者について、1月に1回、連続する3日を限度として算定していますか(例えば、1月に連続しない1日を3回算定することはできません)。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | ○特定治療 |  | (二) |
| 　緊急その他やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ・緊急時治療管理と特定治療を同時に算定できません。 |  |  |
|  | ・緊急時治療管理は、次の症状の入所者を対象として算定します。 |  |  |
| 　ア 意識障害又は昏睡　イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪　ウ 急性心不全(心筋梗塞を含む。)　エ ショック　オ 重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿等)　カ その他薬物中毒等で重篤なもの |  |  |
| 67サービス提供体制強化加算(予防も同様) | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。　　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の9のイの(8) |
| 　　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　22単位 | [ ]  |
| 　　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　　18単位 | [ ]  |
| 　　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　　　6単位 | [ ]  |
|  | ◎サービス提供体制強化加算(Ⅰ) |  | 平27厚告95の40 |
| 　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　次のいずれかに適合すること |
|  | ①介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 | [ ]  |  |
| ➁介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | [ ]  |
|  | イ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ◎サービス提供体制強化加算(Ⅱ) |  |  |
| 　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
|  | ア　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | イ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ◎サービス提供体制強化加算(Ⅲ) |  |  |
|  | ア　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 |  |  |
|  | ①　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 　 | [ ]  |  |
|  | ➁　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 | [ ]  |  |
|  | ③　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介護保険施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | [ ]  |  |
|  | イ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕①職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えありません。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となります。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。 |  | 平12老企40第2の3(15)　準用2の(21) |
|  | ②前項ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持すること。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5(加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い)の届出を提出しなければなりません。 |  |  |
|  | ③勤続年数は、各月の前月の末日地点における勤続年数とすること。 |  |  |
|  | ④勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 |  |  |
|  | ⑤同一の事業所において指定介護予防短期療養介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。 |  |  |
|  | ⑥指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指します。 |  | 平12老企40第2の3の(14)② |
| 68介護職員処遇改善加算(予防も同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の9のイの(9) |
| ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 |  |  |
|  | 加算(Ⅰ) | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の39/1000 | [ ]  |  |
| 加算(Ⅱ) | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の29/1000 | [ ]  |  |
|  | 加算(Ⅲ) | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の16/1000 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 |  |  |
|  | 　ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。　イ　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。　　(計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類を添付)　ウ　平成20年10月から(平成27年4月以降実施する)実施した処遇改善(賃金を除く)の内容、改善の費用等を全職員に周知している。　エ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 |  |  |
|  | 　オ　キャリアパス要件等の届出をしている。　　〔キャリアパス要件Ⅰ〕　　　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用(賃金に関するものを含む。)等の要件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等を除く)」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 　〔キャリアパス要件Ⅱ〕　　　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びa又はbに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。　　　　a・・・資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。　　　　b・・・資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。 |  |  |
|  | 　　〔キャリアパス要件Ⅲ〕　　　次の①及び②の全てに適合すること。　　　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のa～cのいずれかに該当する仕組みであること。　　　　　a・・・経験に応じて昇給する仕組み　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。　　　　　b・・・資格等に応じて昇給する仕組み　　　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |  |  |
|  | 　　　　　c・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。　　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 　　〔職場環境等要件〕　　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していること。　 |  |  |
|  | ＜各加算の算定要件＞　加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。　□加算(Ⅰ)キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　□加算(Ⅱ)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　□加算(Ⅲ)キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 |  |  |
| 69介護職員等特定処遇改善加算(予防も同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の9のイの(10) |
| 加算(Ⅰ) | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の21/1000 | [ ]  |
| 加算(Ⅱ) | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の17/1000 | [ ]  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照 |  |
|  | イ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。　(一)介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。　(二)指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均と比較し高いこと。(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。　(四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。(2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載　した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。(4) 当該短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。(6) 短期入所療養介護介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。(7) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ロ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　上記イの(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
| 70介護職員等ベースアップ等支援加算(予防も同様)  | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、算定した単位数(介護職員処遇改善加算と、介護職員等特定処遇改善加算を除く。)の所定の割合に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表1の注リ |
|  | 〔算定要件〕次に掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月 支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ロ　事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。ハ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。ニ　当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。ホ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 |  | 平27厚告95「厚生労働大臣が定める基準」四の三他 |